

秋田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和7年5月9日

秋田市長 沼 谷 純

課所室名	委任事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金、介護予防・生活支援事業費返還金および第1号保険者延滞金に関する事務